

① 件 名
町の区域の変更について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本件については、平成29年7月3日開催の第7回庁議において審議され、承認されているが、平成29年8月9日に実施した「住民説明会」において、町の区域の変更について説明したところ、町名が変更となるエリアに居住している住民から、町名を変えないよう要望があった。</p> <p>【目的】 被災者が地域に戻り、なじみのある町名で生活できるように配慮し、極力町名の変更を避けるように町の区域の見直しを行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号） 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号） 石巻市住居表示に関する条例（平成17年4月1日条例第190号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画との位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市震災復興基本計画 第3章 施策の展開 施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり 第3節 減災まちづくりの推進 （1）都市基盤の復旧・復興</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成25年11月1日 区画整理事業計画の決定 平成29年 7月3日 「町の区域の変更及び住居表示の変更について」を庁議に付議 7月8日 下釜第一町内会役員へ町の区域の変更及び住居表示の変更について説明 8月9日 町の区域の変更及び住居表示の変更について住民説明会

⑤ 主な内容

下釜第一地区土地区画整理事業に伴い区域内の道路の位置や形状が変わったことにより、下記のとおり町の区域を変更するものである。

なお、この地区は住居表示実施区域であることから、街区符号及び住居番号についても付け直しを行う。

区域を変更する町名	左の区域に編入される区域
	町名
三ツ股二丁目	三ツ股三丁目、三ツ股四丁目の各一部
三ツ股三丁目	三ツ股四丁目、築山四丁目の各一部
三ツ股四丁目	三ツ股三丁目の一部
築山四丁目	三ツ股三丁目の一部

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

土地区画整理事業により整備した区画に合わせた、分かりやすい住所に変更することにより、住民の利便性の向上につながる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年8月 住民への周知
9月 市議会第3回定例会に「町の区域の変更」について議案を提出
平成30年1月 新しい街区符号及び住居番号の告示
住民への説明
3月 新住所の施行（区画整理換地処分と同日とする。）

⑨ その他

区画整理事業の換地処分に合わせて、住居表示の変更を実施予定。